

特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金交付要綱

平成 29 年 4 月 3 日府海事第 8 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日府海事第 35 号

改正 令和元年 7 月 24 日府海事第 20 号

改正 令和 2 年 2 月 12 日府海事第 19 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日府海事第 40 号

改正 令和 2 年 5 月 18 日府海事第 62 号

改正 令和 3 年 2 月 1 日府海事第 169 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日府海事第 27 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日府海事第 31 号

改正 令和 5 年 4 月 3 日府海事第 49 号

(通則)

第 1 条 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）の支給に関しては、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）第 11 条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「適正化法施行令」という。）その他の法令によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 本事業は、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対するスタートアップ融資を行う金融機関に対して利子補給を行うことにより、特定有人国境離島地域における地域社会の維持のための雇用機会の拡充を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 3 条 本事業は、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して、次条の規定による指定を受けた金融機関（以下「指定金融機関」という。）が第 5 条に定める融資を行う場合において、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）が予算の範囲内において当該指定金融機関に対して利子補給を行う事業とする。

(事業実施者)

第4条 本事業は、本条の規定による指定を受けた金融機関が行うものとする。

2 この要綱における「金融機関」は次に掲げる者とする。

- 一 銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 五 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 六 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 七 農林中央金庫
- 八 株式会社商工組合中央金庫
- 九 株式会社日本政策投資銀行

3 金融機関は、次項の指定を受けようとする場合は、様式第1の指定金融機関の指定申請書に次に掲げる書類を添えて、大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 三 次項に掲げる要件に適合することを証する書類
- 四 その他参考となる事項を記載した書類

4 大臣は、前項の申請があった場合には、本事業の適正な実施の確保を考慮して、その内容を審査し、次に掲げる要件全てを満たすと認める場合、当該金融機関を指定し、様式第2の指定金融機関の指定通知書により通知するものとする。申請から指定までに要すべき標準的な期間は、20日とする。

- 一 原則として特定有人国境離島地域において貸付実績があること
- 二 貸付後、融資先に対する経営指導が十分に可能であること
- 三 本事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること

5 大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

- 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき
- 二 前項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が利子補給事業の適正な実施を行うことができなくなると認めるとき

6 大臣は、前項の規定に基づき指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消を行った金融機関に対して書面で通知するものとする。

(事業の要件)

第5条 本事業において「借受者」とは、次の各号のいずれかの要件を満たし、それぞ

れ当該各号に掲げる事業を実施する者で、指定金融機関から融資を受けている者をいう。

- 一 特定有人国境離島地域に居住して創業する者 当該事業が本事業による利子補給金の支給終了後においても継続又は拡大すると見込まれるもの
 - 二 特定有人国境離島地域の事業所において事業拡大を行う者 当該事業が売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、本事業による利子補給金の支給終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの
 - 三 特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者 当該事業が計画期間内に借受者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、本事業による利子補給金の支給終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの
- 2 前項第二号及び第三号に規定する従業員の新たな雇用とは、計画期間内に1週間の所定労働時間が20時間以上の新たな従業員を採用し、継続的に雇用することを指すものとする。ただし、季節的要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除いて差し支えない。
- 3 本事業の対象となる資金の種類は、次に掲げるものとする。
- 一 特定有人国境離島地域等において、借受者が設備等の導入に伴い借り入れる設備資金
 - 二 特定有人国境離島地域等において、借受者が借り入れる運転資金
- 4 本事業の対象となる期間は、貸付の日から償還終了までの期間又は貸付の日から5年のいずれか短い期間とする。
- 5 指定金融機関は、本事業の助成の対象となる資金の融資について、3年間程度の据置期間を設定することができるよう配慮するものとする。

（利子補給契約の申込み）

第6条 指定金融機関は、大臣と利子補給契約を締結する場合、様式第3の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給契約申込書に次に掲げる書類を添えて、大臣に提出しなければならない。

- 一 貸付契約書等の写し及び当該貸付に係る償還年次表
 - 二 その他大臣が必要と認める書類
- 2 前項の申込書の提出は、以下に定める期日までに行うものとする。なお、当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）であるときはその翌営業日までに行うものとする。

ただし、これによりがたい場合には、大臣が別に定める期日までに行うものとする。

- 一 前年度に利子補給金の支給を受けており、前年度と同一の貸付契約書等に係る利子補給金契約の申込みを行うもの 5月末日まで
- 二 前号に掲げるもの以外の利子補給契約の申込みを行うもの 当該年度における第1回申込みは7月末日まで、第2回申込みは翌年1月末日まで

(利子補給契約の締結)

第7条 大臣は、指定金融機関から前条に規定する申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、申込書類等が適正であり、申込みに係る借受者が少なくとも借入金の償還期間中は事業活動を継続し、確実に償還がなされると認められる場合には、様式第4の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給契約書により、当該指定金融機関と利子補給契約を予算の範囲内で締結するものとする。

(利子補給金の支給申請)

第8条 指定金融機関は、大臣に対して毎年度、次の各号に掲げる単位期間ごとに利子補給金の支給申請を行うものとし、第一号の期間に係る利子補給金の支給申請は8月末日までに、第二号の期間に係る利子補給金の支給申請は2月末日までに行うものとする。なお、当該日が日曜日等であるときはその翌営業日までに行うものとする。ただし、これによりがたい場合には、大臣が別に定める期日までに行うものとする。

- 一 2月1日から同年7月31日までの期間
- 二 8月1日から翌年1月31日までの期間

(利子補給金の支給手続)

第9条 指定金融機関は、利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める期限までに、様式第5の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金支給申請書に、次に掲げる書類を添えて、大臣に提出しなければならない。

- 一 貸付契約書等の写し及び当該貸付に係る償還年次表
- 二 前号の貸付契約書等に係る償還が当該貸付契約書等で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類
- 三 その他大臣が必要と認める書類

(支給額の算出)

第10条 利子補給金の額は、予算の範囲内において、貸付残高が貸付契約に基づく弁済等により変動するごとに、次に掲げる算式をもって計算することとする。

利子補給金の額＝ $A \times B / 365 \times C$

A：貸付契約に基づく弁済等により変動する貸付残高又は7,200万円のいずれか低

い額。ただし、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金など他の補助金等を返済原資とした借入が含まれている場合、当該貸付残高から交付を受けた補助金等の額を控除して得た額を貸付残高とする。

B：Aの貸付残高の存する日数

C：下表の左欄の区分に応じ、右欄の利子補給率とする。

区分	利子補給率
平成29年4月1日から令和2年1月31日までに指定金融機関が借受者に対して貸付を開始し、令和元年度に利子補給金を支給した実績があるもの	2.0%（ただし、貸付契約に基づく貸付金利が2.0%を下回る場合は、当該貸付金利とする。）
令和2年2月1日から令和6年1月31日までに指定金融機関が第5条第1項第1号又は第3号の要件に該当する借受者に対して貸付を開始したもの	貸付契約に基づき令和2年2月1日から令和6年1月31日までに生じる利子については2.0%（ただし、貸付金利が2.0%を下回る場合は当該貸付金利とする。）、令和6年2月1日以降に生じる利子については1.0%（ただし、貸付金利が1.0%を下回る場合は当該貸付金利とする。）
その他	1.0%（ただし、貸付契約に基づく貸付金利が1.0%を下回る場合は、当該貸付金利とする。）

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条に規定する申請書に係る利子補給金の額の合計が、予算残額を超える場合は、次に掲げる算式をもって按分計算した額を上限として、予算の範囲内において支給するものとし、利子補給金の上限の額の算出は、第6条に規定する申請書の提出期限ごとに行うものとする。

利子補給金の額＝A×B／C

A：予算残額

B：第6条に規定する申請書に係る利子補給金の額

C：第6条に規定する申請書に係る利子補給金の額の合計

（利子補給金の支給決定）

第11条 大臣は、第9条の規定により指定金融機関から利子補給金の支給申請を受けた場合、貸付契約書等で定める貸付条件どおりに償還されていることを確認し、適正であると認められる場合は、様式第6の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金支給決定通知書を交付し、利子補給金を支給するものとする。

(変更等の報告)

第 12 条 指定金融機関は、次の各号に掲げる場合には、その旨を大臣に報告しなければならない。

- 一 借受者が実施する事業内容に変更が生じた場合
- 二 借受者が実施する事業の中止又は廃止が生じた場合
- 三 当該指定金融機関が第 4 条第 3 項に基づき提出した「指定金融機関の指定申請書」に記載した事項に変更が生じた場合
- 四 その他大臣が必要と認める場合

2 指定金融機関は、前項第一号に掲げる場合にあっては様式第 7 の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金対象事業変更報告書により、同項第二号に掲げる場合にあっては様式第 8 の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金（中止・廃止）報告書により、同項第三号に掲げる場合にあっては様式第 9 の指定金融機関の名称等変更報告書により、大臣に報告するものとする。

3 大臣は、第 1 項の報告があった場合には、指定金融機関に対し報告内容について確認を求めることができる。

(状況報告)

第 13 条 大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、指定金融機関に対して本事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(事業の実績報告)

第 14 条 指定金融機関は、本事業を完了したときは遅滞なく様式第 10 の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金完了報告書を大臣に提出しなければならない。

(監査)

第 15 条 大臣は、前条の報告に基づき必要と認める場合、指定金融機関に対して監査を行うことができる。

2 大臣は、前項に規定する監査を行った結果、指定金融機関の不適切な事務処理その他大臣が利子補給金の支給を停止することが適当と認められる事由が明らかになった場合には、当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

3 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

- 4 前項の規定に基づく返還の期限は当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付されない場合、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(利子補給金の支給の取消等)

第 16 条 大臣は、第 12 条第 1 項第一号、第二号若しくは第 14 条の規定に基づく報告の内容から利子補給金の支給を停止することが適当と認める場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、当該利子補給金に係る利子補給契約の全部若しくは一部を解除し、又はその内容を変更することができる。

- 一 指定金融機関が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 指定金融機関が、利子補給金を本事業以外の用途に使用した場合
- 三 指定金融機関が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
- 四 利子補給契約の締結後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の解除をした場合において、既に当該解除に係る部分に対する利子補給金が支給されているときは、期限を付して当該利子補給金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第 1 項第一号、第二号又は第三号の規定に基づき第 1 項の解除を行い、前項の規定に基づき返還を命ずるときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく利子補給金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 4 項の規定を準用する。

(経理)

第 17 条 指定金融機関は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出を記載し、利子補給金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 指定金融機関は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を前項の帳簿とともに、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(指導監督)

第 18 条 大臣は、指定金融機関と借受者の間における利子補給契約に係る経理処理の確認その他の必要があると認めるときは、指定金融機関に対し必要な書類を提出させ、

又は説明を求めることができる。

(他の利子補給金との併用禁止)

第 19 条 本事業は、国による他の利子補給金と併用することはできない。

(雑則)

第 20 条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出は、書面又は電子情報処理組織（内閣府の使用に係る電子計算機と金融機関の使用に係る電子計算機であってそれぞれが定める技術的基準に適合するものとの電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

附 則

本要綱は、平成 29 年 4 月 3 日より施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和元年 7 月 24 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 2 年 2 月 12 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

本要綱は、令和５年４月３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。